

判例研究

未払計上された自己発行ポイントの 損金算入時期に関する検討

(東京地裁令和元年10月24日判決 (平成29年 (行ウ) 第403号) 税資269号106順号13329,
裁判所ウェブサイト (LEX/DB 25570918))

四方田 彰
(税理士)

目 次

I はじめに

II 判決の検討

- 1 事実の概要
- 2 原告の主張
- 3 被告の主張
- 4 裁判所の判断

III 検討

- 1 自己発行ポイントの取扱いに関する検討

IV 研究

- 1 自己発行ポイントの債務の確定に関する検討
- 2 債務の確定に関する事例の検討
- 3 収益認識に関する会計基準等の導入による影響

V おわりに

I はじめに

自己発行ポイントは旧来から商取引の際に取り入れられており、百貨店から個人商店まで、幅広く導入されている。ここでいうところのポイントとは「顧客に対して利用に応じてポイントを付与し、当該ポイントを次回以降の商品や役務の提供に充当したり、商品券等と交換できるようなサービス」⁽¹⁾とされている。また、自己発行ポイントを取扱う企業の数が増加するとともに取扱い金額も大きくなることで、会計の処理方法はもちろん、法人税法における損金算入時期についても問題視されるようになってきた。

その一方で、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用

指針」(以下、併せて「収益認識に関する会計基準等」とする。)の導入に先立ち、平成30年税制改正において、法人税法22条4項の一部改正と同法22条の2が新設され、自己発行ポイントについては法人税基本通達(以下、「法基通」とする。)2-1-1の7「ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位」において収益の前受けとして取扱うことが可能となった。

これにより、自己発行ポイントの取扱いは、ポイント相当額を引当金として計上する方法か、収益認識に関する会計基準等の適用を行う企業は、収益の前受けとする方法も選択す

(1) 成田智弘ほか／新日本有限責任監査法人編『ポイント制度の会計と税務』(税務経理協会、平成23年)2頁〔成田礼子〕。

ることが可能となった。

そこで本稿においては、まず自己発行ポイントの損金算入時期について争われた事例を取り上げ、本事例において問題となった自己発行ポイントの処理方法やポイントの新・旧利用規約に関する確認と、損金算入時期について検討を行う。なお、自己発行ポイントの損金算入時期については、具体的に(1)ポイントの付与、(2)顧客によるポイントの行使、(3)ポイントの消滅などが想定されるが、どのタイミングで損金に算入することができるのか、個別に検討を行う。また、事件当時に規定されていなかった法基通2-1-1の7の適用条件を、本事例に当てはめた際の適用の可否についても検討を行う。

なお、自己発行ポイントに関連して発生する消費税に関する検討については、本稿では取り扱わない。

II 判決の検討

1 事実の概要

原告は、昭和62年に設立された、アニメのキャラクター商品等の企画及び販売等を目的とする株式会社である。原告は、各店舗において、商品等を購入した顧客に対してポイントを付与するとともに、顧客は付与されたポイントを使用することのできるポイントシステムを運営していた。このポイントは、その後の商品等の購入の会計時に、購入代金の一部として利用し、又は景品との交換に利用することができるが、ポイントを換金することはできない。また、ポイントカードの最終利用日から2年を過ぎて利用のない場合には、蓄積されたポイントは全て失効するものとされている。

原告は、顧客に付与したポイントの各事業年度の未使用分に相当する金額（以下、「ポイント未払計上額」とする。）を損金に計上し、法人税及び復興特別法人税の各確定申告を行った。これに対し、被告である処分行政庁は、当該ポイント未払計上額は、各事業年度末において債務が確定しているとは認められないことから、各事業年度の更正処分を行った。これらの処分を受けた原告が、当該更正処分の各取消しを求めた事案である。

2 原告の主張

「カード会員が付与されたポイントを代金充当に使用することは値引きではなく、初回購入時のポイントの付与は、原告と顧客の間で、次回購入時における代金充当又は景品交換を請求できる権利を原告から顧客に付与することをその内容とするものであり、カード会員が上記権利を行使するに当たり、同時履行の抗弁権その他何ら実質的な障害は存在しないから、具体的原因事実が発生している」。

「本件ポイントシステムにおけるポイントは企業通貨の性質を有するものであり、カード会員は新たな出捐を要せずに付与されたポイントを使用して商品等の購入をすることができるから、次回購入をすることが絶対条件となっているものではない」。また、「本件ポイントシステムにおけるポイントは、金品引換券と経済的性質が類似しており、金品引換券通達（基本通達9-7-3）の考え方を本件でも参照すべき」であり、「事業税等の損金算入に係る基本通達9-5-2や退職給与の損金算入に係る基本通達9-2-28を根拠として、本件ポイント未払計上額について損金算入が認められるべきである」。

一方、「各事業年度の当時、ポイントシステ

ムの会計処理について、我が国においてどのような会計処理の基準が定められるかは未確定であり、付与時費用処理法による処理も否定されていなかったものであるところ、かかる処理は、ポイントシステムの経済的実体から見て合理的である」。

また、平成30年税制改正に伴い定められた法基通2-1-1の7は、「各事業年度に先立ち国際財務報告解釈指針委員会により公表されていたポイントに関する解釈指針(IFRIC13)の内容に照らしても、原告の会計処理は、本件各事業年度当時の会計実務に照らして合理的」であった⁽²⁾。

3 被告の主張

「以下のとおり、本件ポイント未払計上額は、費用として損金の額に算入することはできないというべきであるから、本件各処分は適法である。」

「法人税法22条3項2号は、債務として確定していない費用については、その発生の見込み及び金額が明確ではないことから、所得の金額の計算の明確及び課税の公平を確保するために、債務の確定を必要としたものと解され、『債務の確定』とは、同法が別途に引当金の規定を設け、限定された種類の引当金のみを損金に算入することを認めていることに照らすと、引当金の対象となる債務よりも、より確実に債務の存在及び金額が確定していることを意味するものである。」

また、「本件ポイント未払計上額については、債務確定通達（基本通達2-2-12）の要件を満たさない。」

債務確定基準〔1〕について

「ポイントを使用するためには、次回購入をすること等の条件が満たされることが必要

であり、また、このポイントは金銭と引き換えることができないことからすれば、その性格又は経済的性質は単なる値引きの予約にすぎない。」

債務確定基準〔2〕について

「本件ポイントシステムにおいて、ポイントの使用について具体的原因事実が発生するのは、次回購入がされる時点であるから、本件ポイント未払計上額は、債務確定基準〔2〕を満たすものではない。」

債務確定基準〔3〕について

「債務確定基準〔1〕及び〔2〕をいずれも満たさない以上、当該債務の金額を合理的に算定することはできない。」

「したがって、未使用のポイントについては、それに係る債務が成立しているとはいえず」、債務確定通達の要件を満たさないとした。

つぎに、平成30年税制改正については「本件各事業年度の当時、ポイントを引当金として計上するのが一般的とされていたことからすれば、ポイントに関し、それに対応する値引き等の額について当初の販売時に収入に含めないこととして、課税所得からの減額を認める基本通達2-1-1の7が新設されたことをもってしても、原告におけるポイントの処理が、当時の実務に照らして合理的な処理であったことにはならない。また、本件ポイント未払計上額は、基本通達2-1-1の7が定める計算方式に基づくものとはいえない。」

(2) 納税者が審査請求を行った際には、国際財務報告解釈指針委員会におけるポイントの取扱いに関する解釈指針(IFRIC13:2007年6月公表)については触れていなかった(平成29年3月1日裁決TAINS・F0-2-703:情報公開法9条1項による開示情報)。

4 裁判所の判断

(1) 処分の適法性について

法人税法22条2項及び3項の各号に規定する「収益及び費用の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（公正処理基準）に従って計算されるものとされている（同条4項）。したがって、ある収益又は費用をどの事業年度に計上すべきかについては、法令に定めるほか、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うべきである。

ところで、企業会計上、費用の認識は、いわゆる発生主義を原則としつつも、当該費用が生み出した収益と同一の会計年度内にこれを計上させなければならないとの考え方（以下「費用収益対応の原則」という。）から、将来発生することが予想される未発生費用であっても、その発生が当期以前の事象に起因し、かつ、発生の可能性が高いものについては、引当金として計上すべきものとされている。」

一方、「法人税法においては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができる引当金は貸倒引当金等に限定」されており、「これに当たらない企業会計上の引当金については、同法22条3項各号のいずれかに該当しない限り損金の額に算入することができない。」そして、「同項2号に定める販管費等については、1号に定める原価とは異なり、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものは損金の額に算入することができないもの」とされており、「その趣旨は、未発生費用の販管費等に係る引当金については、発生の見込みや金額の算定について法人の恣意が入りやすいため、当該事業年度終了の日までに債務が確定したもの

に限り損金算入を認めることとして、課税計算の適正を図ろうとするものと解される。」

すなわち、「販管費等については、特定の収益と個別のかつ客観的に対応させることが困難であり、将来発生する費用の発生の可能性の評価や費用となる金額の算定に当たって、法人の恣意性が入り込みやすいことから、企業会計上は引当金を計上するとともに費用処理する処理が一般に公正妥当なものといえる場合であっても、法人の所得の金額の計算上は、当該事業年度終了の日までに債務が確定したものに限り損金算入を認めることとして、損金の額に算入される販管費等の額につき法人の恣意が入り込む余地を排除し、もって課税計算の適正を確保しようとするのが、債務確定要件の趣旨であるというべきである。」

また、「債務確定通達（基本通達2-2-12）は債務確定要件の判定基準として」以下の3要件を求めている。

「債務確定基準〔1〕 当該事業年度の終了の日までに、当該費用に係る債務が成立していること

債務確定基準〔2〕 当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実（具体的原因事実）が発生していること

債務確定基準〔3〕 その金額を合理的に算定することができること」

「法人税法が引当金の損金算入を限定していることや、上記の債務確定要件の趣旨に照らせば、債務確定基準〔2〕の具体的原因事実が発生したというためには、企業会計上引当金として計上できる程度に将来費用が発生する可能性が高いとされるだけでは足りず、当期において費用の発生を基礎付ける具体的原

因事実の発生が認められなければならないものと解するのが相当である。」

(2) 本件事実への当てはめ

「これを本件ポイントシステムについてみると、新旧各規約が共通して定めるところによれば、原告の顧客（カード会員）において初回購入時に付与されたポイントを次回購入時の代金充当又は景品交換に使用することができるもの」であり、「カード会員は、当該ポイントを代金充当に使用することにより、次回購入に係る商品等の価格のうち、その使用するポイント数に応じた金額について、その分の支払代金の値引きを受けることができるもの」である。

「商品等の購入に係る支払代金の値引きは、これを費用として捉えたとすれば、現実に値引きがされた時点で初めて、その費用が発生するものであるから、カード会員が次回購入においてポイントを使用する以前の時点では、未だその費用が発生したものとはいえず、将来発生する可能性があるにすぎない。」

「カード会員が付与されたポイントを次回購入時の代金充当に使用することを選択するか、景品交換に使用することを選択するかによって、またどのような景品と交換するかによって、同じポイント数であっても、原告に生じる費用は異なるものといわざるを得ない。」

さらに、「本件ポイントカードの最終利用日から2年を過ぎて利用のない場合には、それまでに蓄積されたポイントは全て失効するのである」ことから、「原告がカード会員に付与したポイントのうち、実際に代金充当又は景品交換に使用されるのはその一部に過ぎないことが合理的に見込まれる。」

「以上のとおり、カード会員の初回購入時に

付与されたポイントは、上記2年の期間内に失効して使用されなくなる可能性もある上、期間内に使用されるときも、いつ、どのような内容（代金充当か、景品交換か。後者の場合、どの景品と交換するか。）を選択するかによって、費用の発生する時期や金額が異なってくるものといえる。」

また、「カード会員の初回購入時にポイントが付与された時点では、仮にその時点で原告の主張する債務（次回購入時における代金充当又は景品交換をすべき債務）が成立しているとしても、次回購入時における代金充当の選択又は景品交換の選択がされない限り、その債務に基づいて給付をすべき具体的内容が明らかにならないため、これに伴う費用が発生したとはいえず、その費用の金額を合理的に算定することができるともいえない。」

そのため、「当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実（具体的原因事実）が発生していること（債務確定要件〔2〕）、同日までにその金額を合理的に算定することができるものであること（債務確定要件〔3〕）のいずれについても充足していると認めることができず、本件ポイント未払計上額については本件各事業年度の終了の日までに債務が確定していないものというほかないから、これを法人税法22条3項2号に基づき損金の額に算入することはできない」。

「以上によれば、本件ポイント未払計上額は、債務確定要件を満たさず、本件各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができない。」

Ⅲ 検討

1 自己発行ポイントの取扱いに関する検討

(1) 自己発行ポイントに関する取扱いの変遷

自己発行ポイントに関する取扱いについて、法人税法において個別に規定は存在しないが、その一方で、近年においてはポイントサービスの利用者が大幅に増加しており、企業側も軽視のできない取引となりつつある。

自己発行ポイントの利用については、商品購入や役務の提供の都度付与が行われたポイントを次回以降の商品購入や役務の提供の際に「充当」を行う方法、もしくは、商品や役務の提供と「交換」を行う方法が採られている。また、一般的に顧客ごとにポイントの利用に関する契約を結ぶことはほとんどなく、多くの場合入会制度等を設けており、入会申込時に手渡される約款に同意する形が採られている。

つぎに、会計処理に関しては「ポイント制度について、わが国には個別の会計基準等が存在していない」⁽³⁾ことから、企業実務における会計上の処理を参考にする必要がある。従来、企業においてポイントの会計処理方法については、販売促進費として計上する方法か、売上値引きとして計上を行う方法のどちらかが採用されており、処理方法も企業により異なっていた。その後、こうしたポイントの会計処理については、徐々に引当金形式に集約されてきたことから、会計上の取扱いや損計算入時期についても問題視されていた。

つまり、ポイント利用者の数が大幅に増えたこと、ポイントの有効期限が複数年と増加したこと、永久不減と称する有効期限が設けられていないポイントも珍しくなくなったこ

と、企業の側の貸借対照表において引当金の計上額が膨らむ一方であること等の理由から、徐々にポイントの取扱いについて問題視されるようになっていたのである。

そうした中、収益認識に関する会計基準等の導入に先立ち、法人税法において条文の一部改正や新設が行われ、通達においては「ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位」(法基通2-1-1の7)が新設されたことにより、自己発行ポイントについては継続適用を条件として、資産の販売等とは別の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることが可能となった点は既に述べた通りである。もちろん、中小企業の会計処理については、引き続き企業会計原則に則った会計処理も可能であり、また、「商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期」(法基通2-1-39)の取扱いについても適用を受けることができるため、必ずしも法基通2-1-1の7の取扱いが強制される訳ではない。

(2) 本件ポイントの未払計上額と処理方法について

本件訴訟に至る前の国税不服審判所の裁決において、ポイント未払計上額として計上された金額については、**図表1**の通りに計上されていたことがわかる。

まず、ポイントの未払計上を始めた平成22年10月期の計上額が他の事業年度に比べ大きい理由について考えてみたい。

具体的に記述されたものは見当たらないが、過年度に付与されたポイントで失効していないポイント相当額を平成22年10月期に全て計

(3) 吉田剛ほか／EY新日本有限責任監査法人編『引当金の会計実務〔第2版〕』（中央経済社、令和1年）314頁〔吉田剛〕。

＜図表１＞ポイントの各事業年度の計上額

順号	事業年度	本件ポイント各未払計上額
1	平成22年10月期	1,640,482,429円
2	平成23年10月期	372,060,357円
3	平成24年10月期	390,125,588円
4	平成25年10月期	332,937,605円
5	平成26年10月期	441,789,234円

出典）平成29年３月１日裁決TAINS・F0-2-703：情報公開法９条１項による開示情報より。

上したことによるものではないかと考える。つまり、平成22年10月期以前に付与を行っていたポイントの残額を一時に未払計上する方法が採られたことで、平成23年10月期以降に比べ過大な金額が計上されたとすれば説明がつく。

つまり、平成23年６月にポイント規約の改定を行う前年において、過去に付与を行ったポイント残額の確定と、今後の処理方法についての見直し等の理由から、一旦、平成22年10月末時点で有効なポイント残額の全てを未払として計上することにより、過年度に付与を行っていたポイントを顕在化する意図があったのではないかと推察する。

また、平成23年10月期以降の各事業年度において、比較的平均的な金額で計上されていることから、各事業年度において発生した自己発行ポイントの計上を行っているものと考えられる。

- (3) 本件ポイントカードの利用規約について
本件においては、原告はポイントの取扱いについて、途中で規約の改定を入れていることが分かる。図表２にあるように、規約そのものは平成23年６月の改定前と改訂後も、大きな変動はないが、新カード利用規約３条３

項においてポイントカードの提示が必要になり、同３条５項においてポイント利用の際の本人確認が追加され、同４条３項においてポイント利用の制限が追加されていることが分かる。つまり、旧カード利用規約においては、本人確認を含め曖昧だった点を、新規約において追加することで補っていたことが確認できる。

また、本件における未利用のポイントに関する内容については、新・旧カード利用規約の７条に規定されている通り、２年を過ぎて利用がない場合ポイントが失効する点に変更がないことが分かる。

このように、カード利用規約の変更が、直接的にポイントの未払計上の動機につながったように思える節はないが、過去に付与を行い平成22年10月末時点で有効なポイント相当額を引当金として計上を行った場合であっても、当該引当金の計上を行った期において損金に算入することが出来ないこと等の理由から、未払として計上を行ったのではないかと考えられる。

＜図表２＞ポイントカード利用規約の比較

	旧カード利用規約（平成23年６月改訂前）	新カード利用規約（平成23年６月改訂後）
１条	カード会員とは、旧カード利用規約を承認の上、納税者の各店舗及びＣで本件ポイントカードの入会を申し込み、納税者の定める所定の手続きを完了した者を意味する。	カード会員とは、新カード利用規約を承認の上、納税者の各店舗もしくは、Ｃで本件ポイントカードの入会を申し込み、納税者の定める所定の手続きを完了した者をいう。
２条１項	ポイントカードは入会申込書に記入の上、入会した者に納税者又はＣが会員証として一人に１枚を発行する。	本件ポイントカードは、入会した者に納税者が会員証として一人に１枚を発行する。
３条１項及び２項	ポイントカードは、納税者の各店舗で利用でき、カード会員は、納税者の各店舗にて商品・サービス（以下「商品」という。）を購入の際に、精算前に本件ポイントカードを提示した場合、４条の特典を受けることができる。	ポイントカードは、納税者の各店舗で利用でき、カード会員は、納税者が運営する会員専用ＷＥＢページ「Ｄ」を用いたサービスを受けることができる。
３条３項		カード会員は、納税者の各店舗にて商品購入の際に、精算前に本件ポイントカードを提示した場合、４条の特典を受けることができる。
３条５項		カード会員は、ポイントカードの利用に当たり、Ｄにて、氏名・住所等、納税者が定める所定の会員情報を登録する必要がある。ただし、ＷＥＢ環境のないカード会員に限り、店頭で書面記入による会員情報登録を行うものとする。
４条１項	カード会員は、商品購入の都度、旧ポイントが付与される。旧ポイントは、商品等の購入価格及びその決済方法に応じ、１円当たり１ポイントにて会員情報として蓄積される。	カード会員は、商品購入の都度、新ポイントが付与される。新ポイントは、商品等の購入価格及びその決済方法に応じ、納税者が設定する還元率にて、会員情報として蓄積される。
４条２項	獲得された旧ポイントは、次回以降の会計時に納税者が設定したポイント還元方法で換算し、購入代金の一部として、又は景品との交換に利用できる。	獲得された新ポイントは、次回以降の会計時に、購入代金の一部（１ポイント当たり１円）として、又は所定のポイント数の景品との交換に利用できる。
４条３項		新規カード会員は、３条に定める会員情報登録を行うことで新ポイントの利用が可能となる。カード会員情報の登録が完了するまでは、付与される新ポイントの蓄積は可能であるが、新ポイントの利用はできない。
５条４項	蓄積した旧ポイントの換金はできない。	蓄積した新ポイントの換金はできない。
７条	ポイントカードの最終利用日から２年を過ぎて利用のない場合には、蓄積された旧ポイントは全て失効する。	ポイントカードの最終利用日から２年を過ぎて利用のない場合には、蓄積された新ポイントは全て失効する。
１８条１項	平成23年６月改定前カード利用規約をカード会員に予告なく変更し、あるいは一定の告示期間を設けた上で本件ポイントカードの運用を中断又は終了することがある。	新規規約をカード会員に予告なく変更し、あるいは一定の告示期間を設けた上で本件ポイントカードの運用を中断又は終了することがある。

出典）東京地判令和元年10月24日裁判所ウェブサイト行集（別紙４）を参考に筆者作成。

IV 研究

1 自己発行ポイントの債務の確定に関する検討

本件において問題となった債務の確定については、法人税法22条3項2号にある通り、販売費、一般管理費その他の費用（以下、「販売管理費等」とする。）について債務の確定が求められるのである。つまり、本件においては、自己発行ポイントの付与を行った事業年度において、当該ポイントの未払について債務が確定しているか否かの検討が必要となる。

自己発行ポイントに関する取扱いについて、収益認識に関する会計基準等が導入される以前は、引当金として計上する方法が比較的多く取り入れられていた点は既に述べた通りである。もちろん、本事業でも取り上げられた通り、法人税法において損金に算入される引当金のうち、個別に規定されているものは一定の範囲⁽⁴⁾のものに限られている。そのため、仮に引当金として計上した場合であったとしても、法人税法22条3項2号や同条4項の公

正処理基準の規定を基に、債務の確定の有無の確認を行うとともに、法基通2-2-12の要件を満たすか否かを確認することが必要となる。本件においても、自己発行ポイントの未払計上額について、裁判所は法基通2-2-12に当てはめ、3つの要件を満たすか否かの確認を行っている。確かに、計上される自己発行ポイントの内容について費用計上を前提としていた場合、その性質上、債務の確定に関する確認が必要となる。

こうした点を踏まえ、以下、自己発行ポイントについて、債務の確定がどのタイミングで認識されるべきかについて検討を行う。自己発行ポイントについては大きくポイントの付与、行使、消滅の3つのタイミングが考えられる。

それぞれ、法基通2-2-12の債務の確定に当てはめると図表3のようになる。

(4) 法人税法における引当金のうち個別に規定されているものは、平成30年税制改正において返品調整引当金（旧法53）が廃止されたため、貸倒引当金（法52）が残されているのみである。

＜図表3＞債務の確定の判定

法基通2-2-12における要件		ポイントの付与	ポイントの行使	ポイントの消滅
(1)	当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。	ポイントが付与されただけであり、具体的な債務が成立しているとはいえない。	付与されたポイントが行使されたため、債務は成立している。	ポイントの消滅により、ポイント行使の権利も消滅したため、債務の成立は問われない。
(2)	当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。	ポイントが付与されただけでは、具体的な給付をすべき原因となる事実は発生していない。	付与されたポイントが行使されていることから、具体的な給付をすべき原因となる事実が発生している。	ポイントが消滅しているため、具体的な給付をすべき原因となる事実は問われない。
(3)	当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。	1ポイントあたりの金額が事前に定められていれば、金額は合理的に算定可能となる。	付与されたポイントの行使により、金額を合理的に算定することは可能である。	ポイントは消滅しているが、消滅したポイント相当の金額を合理的に算定することは可能である。

出典）筆者作成。

まず、自己発行ポイントの付与、行使、消滅の中で、法基通2-2-12の全ての要件を満たすものは、ポイントの行使時以外存在しないことがわかる。つまり、ポイントは付与を行っただけで債務が確定していると捉えることはできず、また消滅についても、事前に費用として計上を行っているポイントがなければ、消滅に関する処理を行う必要もないため、債務が確定していると捉えることはできない。

このように、自己発行ポイントを販売管理費等の費用として捉える場合、ポイントの行使がなされなければ債務が確定しないため、法人税法上損金に算入することはできない。その反面、仮に自己発行ポイントの内容が原価に関するものであった場合、債務の確定については問われなかった可能性が考えられる⁽⁵⁾。つまり、法人税法22条3項1号にある売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（以下、「売上原価等」とする。）について債務の確定は要件とされていないからである⁽⁶⁾。未払の中には、製造原価報告書の中

に計上されるものもあるため、そのようなケースが考えられない訳ではない。

2 債務の確定に関する事例の検討

(1) 未払計上された退職給与と債務の確定

債務の確定に関する判例は、過去から現在に至るまで、多数の判例が存在する。その中で、従業員の退職の事実がないにもかかわらず、退職金規定により算出された金額を退職給与未払金として計上したものが、確定した債務として損金に算入されるか否か争われた事例⁽⁷⁾においては、退職の事実の発生前においては、退職金支払債務は現実化していないため、法定の引当金とは異なる名称のもとに計上してみても、実質は旧法人税法55条所定の退職給与引当金と異ならず、また、法人税法22条3項所定の費用にも該当しないと判示している。つまり、未払金として計上していたとしても、それだけをもって債務が確定しているとはいえないと指摘している。

(5) 売上原価等だけを考えると非常に狭い範囲であるように思われるが、製造原価報告書の作成を行う企業においては、同報告書内において販売管理費等と同様に、多様な勘定科目が存在するため、単純に売上原価等としてひとくくり捉えることは早計である。

(6) 渡辺徹也教授によると、売上原価等に債務確定が要求されない理由について「費用とは異なり、収益と直接的・個別的に対応されるからだと考えられます。つまり、恣意性が入り込む余地がほとんどないという意味で、納税者による所得操作の可能性が少なく、企業会計における『費用収益対応の原則』を法人税法上もそのまま受け入れることができるのです。」（渡辺徹也『スタンダード法人税法〔第2版〕』（弘文堂、平成31年）94頁）と説明している。

(7) 大阪高判昭和50年4月16日税資81号205頁。硬貨計算機等の販売、保守を主たる業務とする納税者は、退職金規定を定め、従業員に対し勤続1か年につき退職時における基本給月額1ヶ月の割合で算出した額を退職金として支払うこととしていたが、当該退職給与を未払金として計上していた額が確定した債務として損金に算入することができるか否かが争われた事例である。裁判所は、退職給与は退職という事実によりはじめて支給時期及び支給金額が確定するものであるから、退職の事実の発生前においては、退職金支払債務は現実化していないため、債務の発生・確定前に、将来その支払に当てられるべき金額を、法定の引当金とは異なる名称の下に計上してみても、法人税法22条3項所定の費用に該当するものとは解しえないと判示した。

(2) 売上原価等と債務の確定

債務の確定については、通常、販売管理費等についての確認が必要であるが、その反面、収益に係る売上原価等については、債務が確定していない場合であっても、売上原価等として損金に算入することができるのである。

原告（以下、「納税者」とする。）が支出する予定の工事費について、損金に算入できるか否かが争われた事例⁽⁸⁾においては、工事費用の見積書のみが存在しており、契約書や請求書も存在しなかったが、最終的に、損金算入を認めた事例が存在する。

こうした判例からわかることは、販売管理費等の費用に関しては債務の確定を原則としながらも、売上原価等については、必ずしも債務の確定を要件とはしていないことについて改めて確認することができる。本事例においては、販売管理費等に計上されている自己発行ポイントの損金算入時期について問題となっているため、債務が確定しているか否かといった確認が必要となるが、事業の内容によっては自己発行ポイントが売上原価等に計上されないとは言いきれない。そのため、自

己発行ポイントが計上されている場合であっても、販売管理費等もしくは売上原価等のいずれに該当するかといった確認を行った上で、個別事案ごとに損金算入の有無について確認を行う必要がある。

3 収益認識に関する会計基準等の導入による影響

収益認識に関する会計基準等の導入に先立ち、平成30年税制改正において、法人税法の一部改正や新設が行われ、法基通においても関連する取扱いが規定された点は既に述べた通りである。以下、自己発行ポイントに関する、法基通の取扱いについて検討を行う。

法基通2-1-1の7によると、自己発行ポイント等を前受けとして処理を行うことを前提としている。つまり売上原価等や販売管理費等としての認識ではなく、収益の前受けとする考え方を前提にしている。こうした取引は「契約債務」として取り扱われ、通常負債に分類されることになる。

ここでは、法人が資産の販売等に伴う自己発行ポイント等で、相手方からの呈示があった場合には、その呈示のあった単位数等と交

(8) 水戸地判平成11年5月31日刑集58巻7号813頁、東京高判平成12年10月20日刑集58巻7号865頁、最判平成16年10月29日刑集58巻7号697頁。宅地造成を行う株式会社の代表である納税者が宅地造成に伴う開発を計画した際、宅地が所在する地域の都市開発基準により、雨水の排水に関し、流末下水路については事業者の負担により施行するものと定められていた。当該、雨水排水路工事について、行政との間で何度となく話し合いが持たれたが、結果として、納税者側は本来負担すべき金額を、訴外会社に見積り依頼を行ったのみであり、契約書等も存在せず、請求がされたような状況も無かった。こうした状況下で、納税者は当該工事

の見積金額をもって損金に算入したことから、当該工事費の損金算入について、債務の確定が必要とされるか否かが争われた事例である。第一審、控訴審では、債務が確定していない等の理由により、損金に算入することはできないものとしたが、上告審において、都市計画法上の同意権を背景に、改修工事を行うよう求められている点や、既に断ることができない立場等を考慮したうえで、収益に係る売上原価、完成工事原価等については、法人税法22条3項1号により、債務が確定していない場合であっても、損金に算入することができるものであると判断した。

換に、その将来の資産の販売等に係る資産又は役務について、値引きして、又は無償により、販売若しくは譲渡又は提供をすることとなるものを相手方に付与する場合、次に掲げる要件の全てに該当するときは、継続適用を条件として、当該自己発行ポイント等について収入の一部又は全部の前受けとすることができる（法基通2-1-1の7）。

- (1) その付与した自己発行ポイント等が当初資産の販売等の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること。
- (2) その付与した自己発行ポイント等が発行年度ごとに区分して管理されていること。
- (3) 法人がその付与した自己発行ポイント等に関する権利につきその有効期限を経過したこと、規約その他の契約で定める違反事項に相手方が抵触したことその他の当該法人の責に帰さないやむを得ない事情があること以外の理由により一方的に失わせることができないことが規約その他の契約において明らかにされていること。
- (4) 次のいずれかの要件を満たすこと。

イ その付与した自己発行ポイント等の呈示があった場合に値引き等をする金額が明らかにされており、かつ、将来の資産の販売等に際して、たとえ1ポイント又は1枚のクーポンの呈示があっても値引き等をするものとされていること。

ロ その付与した自己発行ポイント等が当該法人以外の者が運営するポイント等又は自ら運営する他の自己発行ポイント等で、イに該当するものと所定の交換比率により交換できることとされていること。

これを本事例に当てはめて考えると、(1)の契約を締結とあるが、本件では利用規約を承認して入会申込を行うとある。正確には契約ではないが、約款に同意することは契約と同等の行為であると考えることが可能であり、要件を満たしているものと考えられる。また、(2)の自己発行ポイント等が発行年度ごとに管理されているか否かについては、新・旧カード利用規約の7条において「2年を経過して」とあることから、ポイント等の付与された年度が個別に確認できる状況であったものであると考えられ、要件を満たしているものと考えられる。つぎに、(3)の自己発行ポイント等を一方的に失わせることができないか否かについては、新・旧カード利用規約の18条1項において「一定の告示期間を設けて」とある点に関して、要件を満たしているものと考えられる。最後に(4)についてはイ若しくはロに該当していることが求められているが、イについては、新・旧カード利用規約の4条2項において1ポイント1円としており要件を満たしているが、ロについては、他社との交換ポイントが設定されていないため要件を満たさないことになる。総合すると法基通2-1-1の7に掲げる(1)～(4)の全ての要件に該当している可能性が高かったことが確認できる。

もちろん、法基通2-1-1の7はポイントの収益認識に関する取扱いであり、本件のように納税者が付与を行った時点で自己発行ポイント相当を未払として計上を行った部分とは、計算方法も異なるため、損金に該当するか否かといった内容とまったく同列に検討することはできない。

仮に、納税者がポイントの未払計上を行った当時、収益認識に関する会計基準等を適用することができたとすれば、収益計上の際に

自己発行ポイント相当額を前受けとして処理することが可能となり、ポイント相当の費用計上を行う処理方法から、収益の前受け計上を行う処理方法へと変えることで、債務の確定に関する問題は生じなかった可能性が考えられる。

V おわりに

自己発行ポイントがどのような性質のものであり、また、どのように取扱うかといった点について、法人税法においては、はっきりとした定義や規定が置かれていない。そのため、自己発行ポイントの付与からはじまり、行使、消滅等についての法人税法上の取扱いが明らかであるとはいえない。また、本事例においては自己発行ポイントの付与を行った時点で未払として計上を行っていたが、多くの企業は、未払金ではなく引当金として計上を行っている点については既に述べた通りである。

もちろん、どちらの計上方法を採用していたとしても、債務が確定しない限り損金に算入できない点について異論はない。また、こうした裁判所の判断について「債務の確定を判断するための納税者の恣意性を排除する基準が存在しない以上、ポイント未払計上額を損金の額に算入することができないといえよう。」⁽⁹⁾とする見解がある。もちろん、債務の確定について納税者の恣意性が介在しないことについて、個別に立証することができれば損金算入は可能であるともいえるが、事実上、

不可能であることは言うまでも無い。

その一方で、令和3年4月以降、収益認識に関する会計基準等の適用対象となる企業においては、自己発行ポイントについて付与を行った時点で「契約負債」として処理を行うことが必要になった。もちろん、上場企業以外の中小企業等においては、従来の企業会計基準によることができるため、上場企業に合わせて処理方法を変更する必要は生じない。

しかし、上場企業以外の中小企業等においては、自己発行ポイントについて事実上二通りの処理方法（「従来の会計基準による処理方法」もしくは「収益認識に関する会計基準等による処理方法」）が選択可能であり、企業が採用する処理方法によっては、課税時期や課税所得に差異⁽¹⁰⁾が生じることが想定される。もちろん、単なる会計基準の選択による差異であるため、厳密に言えば課税に関する問題では無いのかもしれないが、課税時期や課税所得に差異が生じることには違いない。

こうした点について、先行研究では「法基通2-1-1の7を導入することにより、2つの方式が選択適用され、両者間で実体上の取引が変わらないにもかかわらず法基通2-1-1の7の処理は課税の繰延べ効果があることから有利となり、課税の公平上から問題となる可能性がある。」⁽¹¹⁾として課税の公平に関する問題点を指摘している。

確かに、課税の公平上の観点から見れば、問題となる可能性は指摘の通りだが、例えば、減価償却資産の償却方法の選択のように、企

(9) 林仲宣＝谷口智紀「判批」税務弘報69巻1号（令和3年1月）159頁。

(10) ポイント引当金の計上額は「ポイント未使用残高×（1－失効率）×1ポイント当たり単価」と計算されるが、収益認識に関する会計基準等によ

る契約債務の計上額は「取引価額×ポイントの額÷（取引価額＋ポイントの額）」として計算されるため、そもそも計上される額も異なる。

(11) 岸野悦朗「ポイント制度に係る税務上の取扱い」南山経済研究35巻2号（令和2年10月）140頁。

業の選択による差異は許容できる内容もあるため、一概に、問題であるとは言い切れない。しかし、そうした選択が恣意的に行われる場合は、もはや選択の範囲とは言い切れない可能性がある。

こうした点を考慮に入れ、将来、取引先の

上場企業の会計処理に合わせて、中小企業等においても収益認識に関する会計基準等を導入する動きが出た際には、課税時期や課税所得の調整等のために会計基準の選択が恣意的に行われないような方策が必要になるものと考察する。